

野田市総合計画（新市建設計画）の変更案新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

変 更 案	変 更 前
<p>【P.1】</p> <p>平成15年6月の関宿町との合併に際して策定した新市建設計画は、「新市建設計画&lt;本編&gt;」、「旧野田市総合計画」及び「旧関宿町総合計画」で構成されており、合併後はこの新市建設計画を新市の総合計画として行政運営を行ってきた。その後、旧関宿町役場をリニューアルして、支所機能を始め図書館やコミュニティ会館を備えた総合庁舎としてオープンした「いちいのホール」や陸上競技場の整備、合併のシンボルとして市民に好評のコミュニティバス「まめバス」の運行、東武野田線の梅郷、清水公園、七光台駅の東口整備及び東西自由通路の開通、生活関連道路の整備等々、新市の建設を着実に進め、旧野田市総合計画の基本計画前期が終了する平成19年度に時点修正等の必要な見直しを行うとともに、新市建設計画&lt;本編&gt;、旧野田市総合計画及び旧関宿町総合計画を1冊にまとめ、野田市総合計画（新市建設計画）として、現在に至っている。</p> <p>このような中で、未曾有の災害となった東日本大震災の発生により、震災後、合併関連事業を凍結し、復旧・復興を優先している地方自治体を救済する等の目的で合併特例債の発行期限が延長され、新市建設計画の計画期間を変更する等所要の手続を行えば、被災地は合併後20年間、合併特例債の発行が可能となった。本市の例で言えば、従来の発行期限は平成25年度とされていたところであるが、これが平成35年度までとなる。本市では、冒頭に記述したとおり、合併後の新市の建設を着実に進めているものの、平成25年度までに完了しない事業や、未着手となっている事業がある。財政的に有利な合併特例債の発行期限を延長することは、今後の新市の建設をよ</p>	<p>【P.189】</p> <p>平成15年6月の関宿町との合併に際して策定した新市建設計画は、「新市建設計画&lt;本編&gt;」、「旧野田市総合計画」及び「旧関宿町総合計画」で構成されており、合併後はこの新市建設計画を新市の総合計画として行政運営を行ってきた。合併後すでに4年余が経過したが、この間に、旧関宿町役場をリニューアルして、支所機能をはじめ図書館やコミュニティ会館を備えた総合庁舎としてオープンした「いちいのホール」や陸上競技場の整備、合併のシンボルとして市民に好評のコミュニティバス「まめバス」の運行、東武野田線の梅郷、清水公園、七光台駅の東口整備及び東西自由通路の開通、生活関連道路の整備等々、新市の建設が着実に進んでいる。</p> <p>このように、合併効果が次第に具体化し始めていることから、旧野田市総合計画の基本計画前期終了の見直し時期であるタイミング（平成19年度）で、改めて新市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上を図るとともに新市の均衡を図るため、3冊構成の新市建設計画に必要な時点修正を施し1冊にまとめたものが、見直し後の「野田市総合計画」（本書）であり、同時に本書を変更後の「新市建設計画」として位置づけるものとする。</p> <p>したがって、本セクションでは、「新市建設計画に関する事項」として、新市建設計画策定時にとりまとめた「新市建設計画&lt;本編&gt;」の内容に即して、特に記述しておくべき事項を整理した。</p> <p>なお、参考として、巻末「資料」に「新市建設計画&lt;本編&gt;」を収録した。</p>

り確実なものとするにつなぐと考える。

したがって、新市建設計画の計画期間を平成35年度まで延長するとともに、財政計画を平成35年度まで作成する等の変更手続を行うこととする。

【P.2】

・ 序論に関する事項

1 . 合併の必要性

今回の変更においては記述する内容ではないため、野田市総合計画(新市建設計画)(以下「現計画」という。)巻末の資料「新市建設計画<本編>」の同項目を参照されたい。

2 . 計画策定の方針

(1) (略)

(2) 計画の構成

本計画は、本書及び現計画の2部構成とし、現計画の「新市建設計画に関する事項」に記述している内容のみ、本書の内容に変更する。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、本市の合併特例債の発行可能期限である平成35年度までとする。

3 . 住民の意見

新市まちづくり委員会<sup>注1)</sup>をはじめとして新市建設計画の策定時に伺った「住民の意見」は、旧野田市総合計画策定時に整理した177の「市民と委員の意見の方向」にすべて包含できるものとして整理・統合した(現計画p8~参照)。

なお、今回の変更は、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の趣旨に基づき、計画の内容は変更せず、合併特例債の発行期限を延長するため

【P.190】

・ 序論に関する事項

1 . 合併の必要性

今回の見直しにおいては記述する内容ではないため、巻末の資料「新市建設計画<本編>」の同項目を参照されたい。

2 . 計画策定の方針

(1) (略)

(2) 計画の構成

本計画は、3冊構成の新市建設計画に平成20年度から平成27年度までの後期基本計画とするための新規事業の追加、終了した事業の削除など、必要な時点修正を行い、1冊にまとめたものとする。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は「新市建設計画<本編>」の内容を継承することとし、野田市総合計画の計画期間である平成27年度までとする。

3 . 住民の意見

新市まちづくり委員会<sup>注1)</sup>をはじめとして新市建設計画の策定時に伺った「住民の意見」は、旧野田市総合計画策定時に整理した177の「市民と委員の意見の方向」にすべて包含できるものとして整理・統合した(本書p8~参照)。

に計画期間を延長するものであることから、改めて住民の意見は伺っていない。

・ 新市建設の基本方針に関する事項

1. 新市まちづくりの考え方

新市建設計画策定時のまちづくりの考え方は、両市町の総合計画を継承したものであり、見直し後の総合計画（現計画）も同様に両市町の総合計画を継承していることから、現計画の「基本構想」のまちづくりの基本的な考え方に包含できるものとして、整理・統合した。

特に、新市建設計画策定時に整理した両市町の総合計画の基本目標は、現計画の基本目標とした。

【P.3】

2. 土地利用構想

新市建設計画策定時に新たに位置づけた関宿地域の地域サービス核については、現計画の基本構想・基本計画における「土地利用構想」に反映した。

・ 各分野における重点事業等に関する事項

新市建設計画策定時に策定した6つの基本目標ごとの考え方については、現計画の「基本構想」の第3章「施策の大綱」における基本目標ごとの考え方の中に整理・統合した。

また、重点事業等については、すでに完了している事業については削除し、残事業については6つの基本目標別に現計画の「基本計画」の各施策中に「主な事業」として追加した。

・ 県事業の推進に関する事項

現計画の「基本目標6 都市基盤の整備」の施策「広域幹線道路の整備」に「主な事業」として追加した。

・ （略）

・ 新市建設の基本方針に関する事項

1. 新市まちづくりの考え方

新市建設計画策定時のまちづくりの考え方は、両市町の総合計画を継承したものであり、見直し後の総合計画（本書）も同様に両市町の総合計画を継承していることから、本書の「基本構想」のまちづくりの基本的な考え方に包含できるものとして、整理・統合した。

特に、新市建設計画策定時に整理した両市町の総合計画の基本目標は、本書の基本目標とした。

【P.191】

2. 土地利用構想

新市建設計画策定時に新たに位置づけた関宿地域の地域サービス核については、本書の基本構想・基本計画における「土地利用構想」に反映した。

・ 各分野における重点事業等に関する事項

新市建設計画策定時に策定した6つの基本目標ごとの考え方については、本書の「基本構想」の第3章「施策の大綱」における基本目標ごとの考え方の中に整理・統合した。

また、重点事業等については、すでに完了している事業については削除し、残事業については6つの基本目標別に本書の「基本計画」の各施策中に「主な事業」として追加した。

・ 県事業の推進に関する事項

本書の「基本目標6 都市基盤の整備」の施策「広域幹線道路の整備」に「主な事業」として追加した。

・ （略）

・ 財政計画（合併による影響経費）に関する事項

財政計画（合併による影響経費）は、合併時点からこれまでの実績を反映するとともに、平成25年度以降を積算した。歳入歳出の合併による影響経費は次表のとおりである。

・ 財政計画（合併による影響経費）に関する事項

野田市総合計画策定の基本的考え方、すなわち「あらかじめ長期にわたっての事業量を確定し、その事業ありきの視点で達成することだけに終始するのではなく、長期的な目的を明確にしたうえで、具体的な事業の取組については、その時々<sup>1</sup>の社会経済状況を勘案し、その目的達成のための最善の方法を常に模索しながら、柔軟に取り組んでいけるような位置づけのもとに策定」していることから、本書は財政計画を明示していない。

巻末の資料「新市建設計画<本編>」のとおり、新市建設計画策定時には市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（「旧合併特例法」）第5条第1項第4号に基づき、財政計画については「合併に関する影響経費」のみを示した。本書では、平成19年度の旧野田市分普通交付税が合併後初めて不交付となり、今後も不交付の状況が続くものと思われることから、これまでの実績を反映するとともに、平成19年度の財政状況を踏まえて平成20年度以降を再積算した「合併に関する影響経費」を次のとおり示すこととした。

なお、国の財政健全化に向けた地方交付税をはじめとする制度改革等の影響が依然不透明な状況にあるため、参考値として示すものであり、本書の基本的な考え方に沿って「その時々<sup>1</sup>の社会経済状況を勘案し、その目的達成のための最善の方策を常に模索しながら、柔軟に取り組んで」いくものとする。

変 更 案

[P.4]

財政計画(合併による影響経費)

歳入

(単位 = 億円)

区 分	計画期間 合 計	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
1 市税 (制度統一による増減)	7.80	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40
2 地方交付税 (特別償元利償還分)	120.01	0	1.12	2.20	2.64	1.48	1.65	4.68	5.19	5.81	6.55	7.11	7.88	8.26	8.64	9.02	9.02	8.44	7.73	7.69	7.44	7.46
3 地方交付税 (臨時経費充当分)	5.88	0	1.72	1.72	1.72	0.36	0.36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 国庫支出金 (補助金)	4.50	1.63	1.60	1.27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 県支出金 (補助金)	5.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 市債 (合併特例債)	231.75	16.10	23.87	7.45	11.88	12.10	14.89	10.04	12.39	15.30	11.46	16.92	7.94	7.94	7.94	7.94	7.94	7.93	7.93	7.93	7.93	7.93
計	374.94	19.03	29.61	13.94	17.54	15.24	17.20	15.12	17.98	21.51	18.41	24.43	16.22	16.60	16.98	17.36	17.36	16.77	16.06	16.02	15.77	15.79

歳出

区 分	計画期間 合 計	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
1 人件費 (一般職員の減)	-295.63	-4.18	-5.41	-6.56	-7.71	-10.00	-11.64	-13.69	-15.83	-16.97	-16.97	-16.97	-16.97	-16.97	-16.97	-16.97	-16.97	-16.97	-16.97	-16.97	-16.97	-16.97
2 人件費 (議員等の減)	-35.02	-0.12	-0.12	-0.22	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92
3 扶助費、物件費等 (事務事業調整による増)	142.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80
4 物件費等 (国庫補助事業分)	4.50	1.63	1.60	1.27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 普通建設事業費等 (県補助事業分)	5.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 普通建設事業費等 (合併特例債事業)	243.95	16.92	25.13	7.84	12.50	12.73	15.67	10.57	13.04	16.11	12.06	17.81	8.36	8.36	8.36	8.36	8.36	8.36	8.36	8.35	8.35	8.35
7 公債費 (合併特例債事業)	177.41	0	1.60	3.15	3.77	4.67	5.76	6.68	7.41	8.30	9.36	10.16	11.25	11.80	12.35	12.89	12.89	12.06	11.04	10.99	10.63	10.65
8 公債費 (合併特例債置換効果)	-88.04	0	-0.64	-1.59	-1.80	-2.33	-2.60	-2.89	-3.13	-3.58	-4.13	-4.68	-5.10	-5.50	-5.90	-6.30	-6.68	-6.46	-5.95	-6.16	-6.19	-6.43
計	154.97	22.05	29.96	11.69	12.64	10.95	12.07	5.55	6.37	8.74	5.20	11.20	2.42	2.57	2.72	2.86	2.48	1.87	1.36	1.09	0.70	0.48
収 支	219.97	-3.02	-0.35	2.25	4.90	4.29	5.13	9.57	11.61	12.77	13.21	13.23	13.80	14.03	14.26	14.50	14.88	14.90	14.70	14.93	15.07	15.31

変 更 前

【P.192】

財政計画(合併による影響経費)

歳入

(単位 = 億円)

区 分	計画期間 合 計	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
1 市税 (制度統一による増減)	3.80	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40
2 地方交付税 (特例債元利償還分)	28.54	0	1.12	2.20	2.64	1.63	2.05	2.62	3.20	3.78	4.36	4.94
3 地方交付税 (臨時経費充当分)	5.88	0	1.72	1.72	1.72	0.36	0.36	0	0	0	0	0
4 国庫支出金 (補助金)	4.50	1.63	1.60	1.27	0	0	0	0	0	0	0	0
5 県支出金 (補助金)	5.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0	0	0	0	0	0
6 市債 (合併特例債)	206.57	16.10	23.87	7.45	11.88	20.85	21.07	21.07	21.07	21.07	21.07	21.07
計	254.29	19.03	29.61	13.94	17.54	24.14	23.78	24.09	24.67	25.25	25.83	26.41

歳出

区 分	計画期間 合 計	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
1 人件費 (一般職員の減)	-125.93	-4.18	-5.41	-6.56	-7.71	-10.00	-11.64	-13.69	-15.83	-16.97	-16.97	-16.97
2 人件費 (議員等の減)	-15.82	-0.12	-0.12	-0.22	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92
3 扶助費、物件費等 (事務事業調整による増)	74.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80
4 物件費等 (国庫補助事業分)	4.50	1.63	1.60	1.27	0	0	0	0	0	0	0	0
5 普通建設事業費等 (県補助事業分)	5.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0	0	0	0	0	0
6 普通建設事業費等 (合併特例債事業)	217.45	16.95	25.13	7.84	12.50	21.95	22.18	22.18	22.18	22.18	22.18	22.18
7 公債費 (合併特例債事業)	74.84	0	1.60	3.15	3.77	4.67	6.29	7.76	9.42	11.07	12.73	14.38
8 公債費 (合併特例債置換効果)	-42.51	0	-0.64	-1.59	-1.80	-2.41	-3.09	-4.24	-5.42	-6.60	-7.77	-8.95
計	192.33	22.08	29.96	11.69	12.64	20.09	18.62	16.89	15.23	14.56	15.05	15.52
収 支	61.96	-3.05	-0.35	2.25	4.90	4.05	5.16	7.20	9.44	10.69	10.78	10.89